

3 入札・契約制度の改善について

(1) 入札・契約手続きにおける透明性・客観性、競争性の一層の向上のための方策

入札・契約手続きにおける透明性・客観性、競争性の一層の向上を図り、不当な圧力や行為等を排除するため、次の措置を行う。

① 公募型指名競争入札等の指名業者名及び指名理由の事前公表

公募型指名競争入札を含む全ての指名競争入札における業者選定の過程及び結果の透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、指名の強要、指名業者を探ろうとする不当な圧力や行為等を排除するため、指名業者名及び当該業者を指名した理由を指名業者決定後速やかに公表する。

《全国都道府県の公募型の
指名業者名の公表時期》

	都道府県数
事前公表	29
事後公表	13
公募型の制度なし	4

(大阪府を除く46都道府県)

指名業者名の事前公表により、談合が容易に行われる可能性があるため、併せて談合等不正行為の防止の徹底（詳細については、3.(2)談合等不正行為の防止のための方策を参照）を図る。また、一定期間実施の後に、結果の検証を行うとともに、必要な場合は再検討を行う。

② 最低制限価格、低入札価格調査基準価格の事前公表

入札・契約手続きの透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、最低制限価格を探ろうとする不当な圧力や行為等を排除するため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を事前公表する。なお、一定期間実施の後に、結果の検証を行うとともに、必要な場合は再検討を行う。

③ 予定価格の積算内訳の事後公表

入札・契約手続きの透明性・客観性の一層の向上と建設業者の積算技術の向上を図るとともに、不当に低い金額での下請契約を防止するため、予定価格の積算内訳を事後公表する。

-
- 《公募型指名競争入札》多様な指名競争入札の一つ。事前に、揭示をすることにより、入札参加者を募集し、応募してきた業者の中から提出された資料等を審査した上で、指名する方式。
- 《最低制限価格》契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で申込をした者のうち最低の価格で申込をした者を落札者とする制度。工事又は製造の請負に設けることが可能。
- 《低入札価格調査制度》競争入札の際、最も低い価格を提示した者を落札者とするを原則とするが、その例外的方式。一定の基準価格を下回った入札があった場合に、その価格で契約内容に適合した履行がなされるか等を調査した上で落札者を決定する方式。
- 《予定価格》契約を締結する場合に、その契約金額を決定するための上限の価格として設定されるものであり、設計金額を基準に算定される。

④低入札価格調査の経過及び結果の公表

低入札価格調査における透明性・客観性の一層の向上を図るため、低入札価格調査の経過及び結果を公表する。

⑤指名停止業者名、期間、理由等の積極公表

透明性・客観性を確保するとともに、談合等不正行為の防止、不良・不適格業者の排除を図るため、指名停止業者名、期間、理由等をホームページ等で積極的に公表する。

⑥B2ランク等の実績評価型指名競争入札の試行

《大阪府の主な工事種別の等級(ランク)、
工事金額及び入札方法(現行)》

B2ランク等の比較的規模の小さい工事について、透明性・客観性等の一層の向上を図るとともに、指名強要等の不当な圧力や行為等を排除するため、実績評価型指名競争入札(最低制限価格を設定)の試行を行う。
また、実施の結果を検証した上で、Cランク以下への実績評価型指名競争入札の導入について検討する。

工事種別	等級	工事金額	入札方法
土木一式	AA	13.5億円以上	公募型
	A	3.5～13.5億円	〃
	B1	1.8～3.5億円	〃
	B2	0.9～1.8億円	通常指名
	C	9千万円未満	〃
	D, E	2千万円未満	〃
建築一式	AA	8億円以上	公募型
	A	6～12億円	〃
	B1	3.5～6億円	〃
	B2	1.8～3.5億円	通常指名
	C1	1～1.8億円	〃
	C2	0.5～1億円	〃
	D	5千万円未満	〃
	E	1.5千万円未満	〃

⑦多様な入札・契約方式の活用

民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受付けるVE(バリュー・エンジニアリング)方式、DB(デザイン・ビルド)方式等の多様な入札方式の活用を図る。

⑧要綱、要領、基準、入札結果等のインターネットでの公表

入札・契約手続きの透明性・客観性の一層の向上と不正行為の防止を図るため、入

《実績評価型指名競争入札》入札参加条件と工事成績・施工実績を重視した業者選定基準を予め示した上で、入札参加者を募集し、応募した業者の中から選定基準に基づき、一定数を指名。府発注工事の工事成績点等を積極的に評価。

《VE方式》工事の目的物の機能を低下させずにコストを縮減する又は同等のコストで機能を向上させるため、民間の技術提案を積極的に活用する方式。入札段階で技術提案を受付ける入札時VE、施工段階で提案を受付ける契約後VEがある。

《DB方式》民間の特別な設計・施工技術を一括して活用し、コスト縮減、工期短縮等を図るため、設計案等の技術提案を受け、審査の上、最も有利な企業に設計と施工を一括して行わせる方式。

札・契約手続きに関する要綱、要領、基準及び入札結果等をインターネットで公表する。

⑨入札監視委員会の設置

学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会を設置する。（詳細については、4 入札監視委員会の設置及び運営を参照）

⑩電子入札（建設CALS）の導入に向けた全庁的な検討の推進

透明性・客観性、競争性の一層の向上と事務の効率化、移動コストの縮減等の観点から、電子入札（建設CALS）の導入に向け全庁的な検討を推進する。

⑪一般競争入札、公募型指名競争入札の拡大の検討

透明性・客観性、競争性が高い、一般競争入札、公募型指名競争入札の適用範囲の拡大について、今後、実績評価型指名競争入札の実施状況等を踏まえ、中長期的な視点で必要な検討を行う。

⑫低入札価格調査制度対象工事の拡大の検討

競争性の一層の向上、企業努力の反映という観点から、今後、中小企業の育成を考慮した上で、低入札価格調査制度対象工事の拡大について中長期的な視点で必要な検討を行う。

⑬指名業者数、対象地域の拡大等の検討

透明性・客観性、競争性の一層の向上、談合等不正行為の防止を図る観点から、通常指名競争入札における指名業者数、対象地域の拡大について、今後、工事の発注量、対象業者数等の検証を行うとともに、必要な検討を行う。

また、指名競争入札における格付けのランクアップ、ランクダウン指名の廃止について必要な検討を行う。

⑭工事発注量に見合った格付け方法の研究（発注量と業者数等）

国土交通省等が実施している、工事発注量等を勘案した入札参加資格における格付けのあり方について、今後、国、他府県等の実施状況等を踏まえ、研究する。

《建設CALS》CONTINUOUS ACQUISITION AND LIFE-CYCLE SUPPORTの略。（直訳は継続的な調達とライフサイクルの支援。）。公共工事の計画から設計、施工、維持管理に至る全工程において、紙の情報を電子化し、インターネットを介してその情報を交換、連絡することで、事務の効率化、省資源化、コスト縮減を目指す取組み。（電子入札を含む。）

《格付け》入札参加資格において、企業の経営状況や施工能力に関する主観的事項及び客観的事項について、審査した結果を点数化し、その総合点数に応じ、等級区分登録。原則として、発注する工事の規模に対応する等級に格付けされた業者の中から指名。